（請求書の謄本等の提供、意見書の差出し・法第十七条）

第四条　検察官は、裁判所に係属する事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号。以下「法」という。）第十七条第一項各号に規定する事由のため管轄移転の請求をした場合には、速やかに、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを提供しなければならない。ただし、第一号に定める電磁的記録（法第四十条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の提供は、被告人に異議があるときは、することができない。

一　当該管轄移転の請求を第六十五条の二第一項の方法によりした場合　ファイル（法第四十条の二第一項に規定するファイルをいう。第三十一条の二及び第百三十八条の二を除き、以下同じ。）（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている請求書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二　当該管轄移転の請求を請求書によりした場合　請求書の謄本

2　被告人は、前項の規定による提供を受けた日から三日以内に管轄裁判所に意見書を差し出すことができる。

（忌避の申立て・法第二十一条）

第九条　［略］

［2　略］

3　忌避の原因及び忌避の申立てをした者が事件について請求若しくは陳述をした際に忌避の原因があることを知らなかつたこと又は忌避の原因が事件について請求若しくは陳述をした後に生じたことは、申立てをした日から三日以内に書面又は電磁的記録によりこれを疎明しなければならない。

（申立てに対する意見書・法第二十三条）

第十条　忌避された裁判官は、次に掲げる場合を除いては、忌避の申立てに対し意見書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を提出しなければならない。

［一～三　略］

（被疑者の弁護人の選任・法第三十条）

第十七条　公訴の提起前にした弁護人の選任は、弁護人と連署した書面若しくはその画像情報又は弁護人との連署に代わる措置をとつた電磁的記録（第百六十五条第一項においてこれらを「弁護人選任書」という。）を当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員に提出した場合に限り、第一審においてもその効力を有する。

2　検察官又は司法警察員は、前項の規定により弁護人と連署した書面の画像情報が提出された場合において、必要と認めるときは、当該書面の提出を求めることができる。

3　第一項に規定する連署に代わる措置は、当該電磁的記録が被疑者及び弁護人の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置とする。

（被告人の弁護人の選任の方式・法第三十条）

第十八条　［略］

2　第六十五条の二第一項の方法により前項に規定する弁護人の選任をするときは、同項に規定する弁護人と連署した書面の画像情報若しくは弁護人との連署に代わる措置をとつた電磁的記録をファイルに記録する方法又は当該画像情報若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によるものとする。

（請求書の謄本の交付、意見書の差出・法第十七条）

第四条　検察官は、裁判所に係属する事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号。以下法という。）第十七条第一項各号に規定する事由のため管轄移転の請求をした場合には、速やかに請求書の謄本を被告人に交付しなければならない。

［新設］

2　被告人は、謄本の交付を受けた日から三日以内に管轄裁判所に意見書を差し出すことができる。

（忌避の申立て・法第二十一条）

第九条　［同上］

［2　同上］

3　忌避の原因及び忌避の申立てをした者が事件について請求若しくは陳述をした際に忌避の原因があることを知らなかつたこと又は忌避の原因が事件について請求若しくは陳述をした後に生じたことは、申立てをした日から三日以内に書面でこれを疎明しなければならない。

（申立てに対する意見書・法第二十三条）

第十条　忌避された裁判官は、次に掲げる場合を除いては、忌避の申立てに対し意見書を差し出さなければならない。

［一～三　同上］

（被疑者の弁護人の選任・法第三十条）

第十七条　公訴の提起前にした弁護人の選任は、弁護人と連署した書面を当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員に差し出した場合に限り、第一審においてもその効力を有する。

［新設］

［新設］

（被告人の弁護人の選任の方式・法第三十条）

第十八条　［同上］

［新設］